

令和4年度 藤枝市家具転倒防止器具取付サービス事業のお知らせ

家具を5台まで無料で固定いたします！（金具・取付工賃不要）

地震での家具の転倒などによる圧死や負傷などの人的被害を軽減するため、**市内全世帯**を対象に、市が委託した事業者による、家具の転倒防止器具の**無料取付サービス**を実施しています。この制度を活用し、安全な住まいづくりを進め、防災対策の推進に努めましょう。

☆申請期間

令和4年5月2日（月）～令和5年1月31日（火）

☆サービスの対象となる世帯

市内全世帯

※サービスは同一年度につき1世帯1回限りです。

（年度が変わればまた申請していただくことは可能です。）



☆対象となる家具

和ダンス・洋服ダンス・食器棚・テーブル・冷蔵庫・本棚・仏壇

※テレビは1台2,000円の自己負担で取付可能です。

※その他、家や家具の構造により、自己負担が発生する可能性があります。

※家具や壁等の状況により、取付ができない場合があります。（仏壇は特に取付可能なものが限られます）

☆対象とならないもの

ピアノなど（食器棚等の開き戸の飛び出し防止器具も対象となりません。）

☆委託先

- ・ 藤枝建築事業協同組合 （住所：稲川1-10-30 電話：644-0006）
- ・ 岡部町大工組合

注意事項 ※必ずご確認ください

※市が委託した事業者からの電話が迷惑電話設定等により繋がらない場合がありますので、**申請期間中は留守番電話の設定**など電話対応が可能となる対応をお願いします。

※委託事業者が事前の調査に行く前に取付箇所の**壁の下地が分かる図面（平面図、壁断面図）**や**セーフティーガイド**をご用意ください。

※3段以上のダンスやガムロック止めとなる場合、**2,000円の自己負担が発生します。**（金具での取付が不可能な場合、ガムロック止めとなります。）

※取り付け予定の家具は**取付日前までに片付けを行ってください。**取付以外の作業は基本的に行いません。

※**急な事業中止は基本的に認めていません。**また、委託業者が提案する調査・作業日程について可能な限りご協力をお願いします。

家具の固定方法(例)

☆食器棚の固定方法例



横棧にL型金具や専用ベルトにて取付ます。

☆冷蔵庫の固定方法例



冷蔵庫の上部持手部分に専用ベルトを通し取付ます。

☆テレビの固定方法例



テレビ台に専用固定具にて取付ます。

申請から取付までの流れ

申請の前に

サービスの対象になるか、どの家具を固定するかを確認してください。

申請

申請書に必要事項を記入のうえ押印し、市(地域防災課)に提出ください。

作業員の派遣 (調査)

市が委託した事業者より、登録された大工さん(二人一組)が派遣され、固定する家具の調査をいたしますので、固定方法の確認及び実施日の調整をしてください。

作業員の派遣 (施工)

申請者またはその家族立会いのもと、転倒防止器具の取り付けをいたします。

作業完了の 確認

取り付けの完了を確認後、作業員が提示する完了報告書に記名、押印をしてください。

※申請受付～取付完了まで2か月程度かかります。

<申請書配布・提出場所>

- ・市役所(地域防災課)窓口
- ・地区交流センター
- ・文化センター
- ・岡部支所、岡部支所分館

※市ホームページからでもダウンロードが可能

【問い合わせ先】

藤枝市総務部地域防災課
電話:643-2110